

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

斐川宍道水道企業団から大切なお知らせ

『指定給水装置工事事業者』は
5年ごとの更新が必要となりました

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が2019年10月1日に施行されました。
これにより**指定の有効期間**が従来の無期限から**5年間**となりました。

※ 旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって
初回の更新までの有効期間が異なります。(下表参照)
引き続き指定工事事業者としての指定を受けようとするときは、有効期間満了の
日の30日前までに申請書等の提出をしてください。

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、ダイレクトメール
にて通知をします。なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

指定を受けた日	初回更新までの有効期間・満了の日	更新申請受付期間
H10.4.1～H11.3.31	施行日の前日から1年: 令和2年9月29日	令和2年4月1日～8月30日
H11.4.1～H15.3.31	施行日の前日から2年: 令和3年9月29日	令和3年4月1日～8月30日
H15.4.1～H19.3.31	施行日の前日から3年: 令和4年9月29日	令和4年4月1日～8月30日
H19.4.1～H25.3.31	施行日の前日から4年: 令和5年9月29日	令和5年4月1日～8月30日
H25.4.1～R1.9.30	施行日の前日から5年: 令和6年9月29日	令和6年4月1日～8月30日

●指定更新の要件は**水道法第25条の3(指定の基準)**を
準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

※なお、更新手数料として5,000円必要となります。

●更新申請に必要な書類

- ・**様式第1**(申請書)、**第2**(誓約書) ※
※水道法施行規則に定められた様式
- ・**機械器具調書**
- ・**定款及び登記事項証明書**
(法人)又は**住民票**(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類(**免状**と**健康保険証**の写し)

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います

事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)
に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- i. 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ii. 指定給水装置工事事業者の業務内容
(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- iii. 給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- iv. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎更新申請に必要な書類

- ・**様式第2**(更新時確認事項) ※
※指定給水装置工事事業者規定 様式
- 【4項目確認資料】
 - ・講習会の受講修了証等
 - ・外部研修の受講実施履歴等
〔自社内研修は不要〕
 - ・施工者の経験の有無及び
配管技能の資格の有無

◇更新申請についてのお問い合わせは
斐川宍道水道企業団 TEL:0853-72-8215